

令和 8 年度

階上町一般会計補正予算
(第 4 号)

議案第 4 号

令和 8 年度階上町一般会計補正予算（第 4 号）

令和 8 年度階上町の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 1, 7 6 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 5 4 3, 9 5 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 4 日提出

階上町長 荒 谷 憲 輝

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		975,682	229	975,911
	2 国庫補助金	245,987	229	246,216
16 県支出金		583,025	6,000	589,025
	2 県補助金	190,636	6,000	196,636
19 繰入金		531,702	△37,207	494,495
	1 基金繰入金	531,699	△44,798	486,901
	2 特別会計繰入金	3	7,591	7,594
20 繰越金		10,000	92,444	102,444
	1 繰越金	10,000	92,444	102,444
22 町債		392,500	300	392,800
	1 町債	392,500	300	392,800
歳 入 合 計		6,482,185	61,766	6,543,951

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,495,482	13,351	1,508,833
	1 総務管理費	496,100	10,261	506,361
	2 徴税費	105,021	1,985	107,006
	7 企画費	719,615	1,105	720,720
3 民生費		1,972,159	9,315	1,981,474
	3 児童福祉費	1,030,767	9,315	1,040,082
4 衛生費		406,360	178	406,538
	1 保健衛生費	406,360	178	406,538
6 農林水産業費		242,590	1,984	244,574
	1 農業費	177,200	1,984	179,184
7 商工費		75,896	11,648	87,544
	1 商工費	75,896	11,648	87,544
8 土木費		797,962	-	797,962
	5 都市計画費	242,905	-	242,905
10 教育費		818,439	4,005	822,444
	1 教育総務費	370,281	2,087	372,368
	5 保健体育費	222,957	1,918	224,875
14 予備費		51,946	21,285	73,231

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 予備費	51,946	21,285	73,231
歳出	合 計	6,482,185	61,766	6,543,951

第2表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の 方 法
急傾斜地対策事業	2,700	普通貸 借又は 証 券 発 行	10.0% 以 内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金又は 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものによ る。ただし、 町財政の都合 により据置期 間及び償還期 限を短縮し、 又は繰上償還 もしくは低利 に借換えする ことができる。	3,000	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ